

使用料等のあり方に関する 基本方針

越谷市

令和元年（2019 年）

7 月

目次

はじめに	1
1 使用料等の地方自治法上の位置付け.....	2
(1) 分担金（負担金）※法第 224 条.....	2
(2) 使用料 ※法第 225 条.....	2
(3) 手数料 ※法第 227 条.....	3
2 使用料等の原価（コスト）の考え方.....	4
(1) 使用料等価額の算定手順とコストの範囲.....	4
(2) 原価計算の標準式.....	7
3 受益者負担の考え方	8
(1) 受益者負担の捉え方.....	8
(2) マトリックス図の構造と受益者負担割合の考え方.....	8
(3) マトリックス図（受益者負担割合と施設の分類）	10
4 使用料等の価額算出式	11
5 使用料等の減額・免除の考え方.....	11
6 超高齢社会における高齢者負担のあり方.....	14
7 使用料等の割増や割引、一般料金とこども料金の考え方	14
(1) 使用料の割増等の考え方.....	14
(2) 使用料の割引の考え方.....	15
(3) 一般料金とこども料金の区分設定の考え方.....	15
8 指定管理者導入施設の利用料金制の扱い.....	15
9 使用料等の還付	15
10 施設の稼働率向上と適正利用.....	16
11 使用料の激変緩和の措置	16
12 消費税の適正転嫁	16
13 手数料について	17
14 使用料等の見直しの周期	17

はじめに

市民（消費者）が日常生活を営む上で必要なモノやサービスのほとんどは、市場（しじょう）から調達できます。しかし、道路・橋梁、都市公園、地区センター・公民館などの市民生活や地域コミュニティ活動に欠くことのできない基礎的公共インフラやサービスは、そこから調達することはできません。

このように、市場から供給され難い公共財・サービス（以下「財・サービス」）を提供するのが行政の役割であり、それによって、市民の日々の生活や活動が支えられています。

自治体が担う財・サービスの中には、警察、消防、道路、橋梁のように、その利益（利用）を受ける方を特定しないものと、公共下水道、温水プール、動・植物園等のように、その利益（利用）を受けるか受けないかは自由意志であるものとがあります。

前者の場合、その受益者（利用者）は不特定多数に及ぶことから、それに要する費用（コスト）は専ら行政が全額公費で負担すべきものとし、後者の場合は、利益（利用）を受ける方と受けない方がいることから、利益（利用）を受ける方の分まで全額公費で賄うことは、利益（利用）を受けない方にとっては理解を得難いものです。それは、証明書等の発行サービスについても同様のことが言えます。例えば、住民票の交付や許認可の申請・届出等の際の各種の行政手数料を無料（＝全額公費負担）にすれば、それが必要でない方にとっては違和感をもつことでしょう。

このことから、特定した財・サービスの利益を受ける方には、税負担とは別に、公共施設の利用であれば【使用料】を、各種申請書類の交付等の行政サービスの提供であれば【手数料】を、その都度、受益に見合う応分の負担を求めるなどの基本的な考え方と実務対応を体系的に示した、「使用料等のあり方に関する基本方針（以下「旧・基本方針」）」を平成１７年に策定したところです。

この旧・基本方針の策定から１０余年が経過した今日、社会経済情勢や自治体を取り巻く環境は目まぐるしく変化していることに鑑み、この度、「旧・基本方針」を全面的に見直すことにしました。

ここに示した新たな基本方針は、庁内調整を経た後に越谷市行政経営審議会（※市長の諮問機関）の答申を踏まえた上で決定したものです。

この基本方針は、本市における使用料又は手数料等（以下「使用料等」という。）に関するガイドライン（指針）として位置づけるものです。

【使用料等に対する基本的な考え方】

法律により、財・サービスの受益者に使用料等を負担させてはならないとする道路¹、義務教育施設²、都市公園³、図書館⁴等を除く財・サービスに対しては、財・サービスを受ける方と受けない方との公平性を図るなどの理由から、財・サービスを受ける方からその提供に要する費用（コスト）の一部負担を求めることを原則とします。

この場合、施設本体の使用料とは別に、また、施設本体の使用料を無料にしているものでも、施設内の特定の設備（例えば、冷暖房設備、音響設備、憩い・慰安、娯楽の類の設備等）を提供する際は、その財・サービスの受益が大きいと認めるものについて、一部負担を求めるものとします。

更には、現に、財・サービスの受益者に使用料等を求めている場合であっても、そのことの恒久化を是認するものではなく、常に見直しを図るものとします。

1 使用料等の地方自治法上の位置付け

地方自治法（以下「法」）では、地方税を除く収入を「分担金」、「使用料」、「旧慣使用の使用料及び加入金」及び「手数料」とし、これら金銭債権の目的や性質等は以下のとおりです。

（１）分担金（負担金）※法第 224 条

普通地方公共団体は、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件（＝事業）に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において分担金を徴収することができるとされています。

この規定は、受益者負担の考え方を法律の条文に明確に示したものです。

分担金は、ある財・サービスの提供に係る対価という性質ではなく、特定の事業費の一部をその利益を受ける方に負担してもらうという性質を帯びています。具体例としては、「公共下水道事業受益者負担金」等⁵です。

（２）使用料 ※法第 225 条

普通地方公共団体は、行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を

¹ 道路法 49 条

² 学校教育法 6 条

³ 都市公園法 12 条の 2

⁴ 図書館法 17 条

⁵ 受益者負担金の例（都市計画法 75 条、道路法 61 条、河川法 70 条 ほか）

徴収することができるかとされています。

公の施設を利用することでの対価という性質を帯びています。

具体例としては、「公共下水道使用料」、「体育館使用料」、「地区センター・公民館使用料」、「行政財産使用料（土地又は建物を、電柱・電話柱等の電気通信施設の設置、あるいは自動販売機の設置として）」等多岐に及びます。

その他、〇〇使用料と称するもの以外に、観覧料（児童館コスモス・プラネタリウム）、入館料（大間野町旧中村家住宅）、入園料（日本庭園花田苑、キャンベルタウン野鳥の森、アリタキ植物園）等の名称の使用料があります。

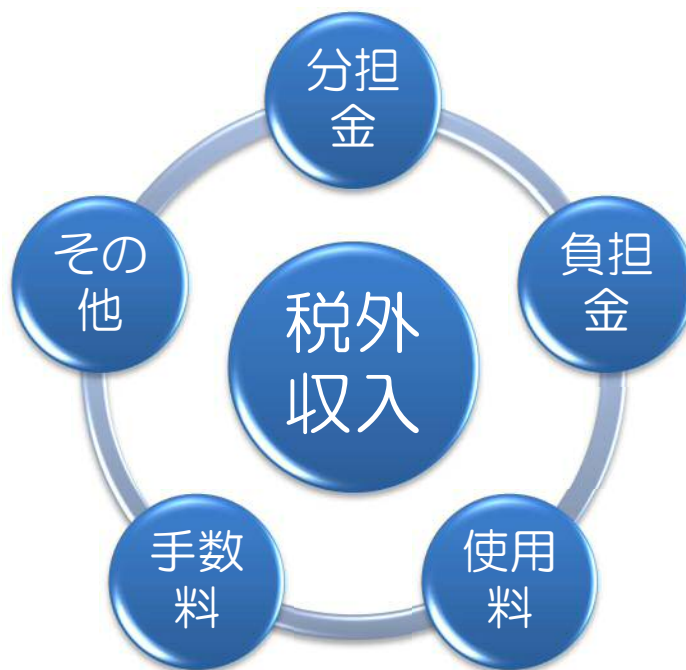
（３）手数料 ※法第 227 条

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者（＝直接利益を受ける者）のためにするものについて手数料を徴収することができるかとされています。

文字どおり、特定の者（例えば、申請人）に対して提供する役務の対価（＝事務手数料等）という性質を帯びています。

具体例としては、「し尿処理手数料」、「行政手数料」等多岐に及びます。

地方自治法上の税外収入



2 使用料等の原価（コスト）の考え方

使用料等の算定は、法律等によりその方法が定められている保育所保育料⁶、養護老人ホーム使用料⁷、市営住宅家賃⁸等を除き、以下の方法に拠るものとしします。なお、ここに示した考え方は旧基本方針と変わりありません。

（１）使用料等価額の算定手順とコストの範囲

使用料等の価額を算定する手順は、まず、当該財・サービスに係る「原価」を算出します。

次に、その原価の何割を財・サービスの受益者に負担して頂くかの「受益者負担割合」を決めて仮の価額を算出します。

最後に、近隣や同格自治体等の類似する財・サービスの価額を比較考慮して、使用料等の最終価額（※単位あたりの価額）を求めます。

●使用料等の算式

$$\boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}} \pm \boxed{\text{近隣等比較}} = \boxed{\text{使用料等}}$$

事務事業に係るコストは、大きく「職員人件費」、「事業費」、「減価償却費」に分類できます。

① 職員人件費の考え方

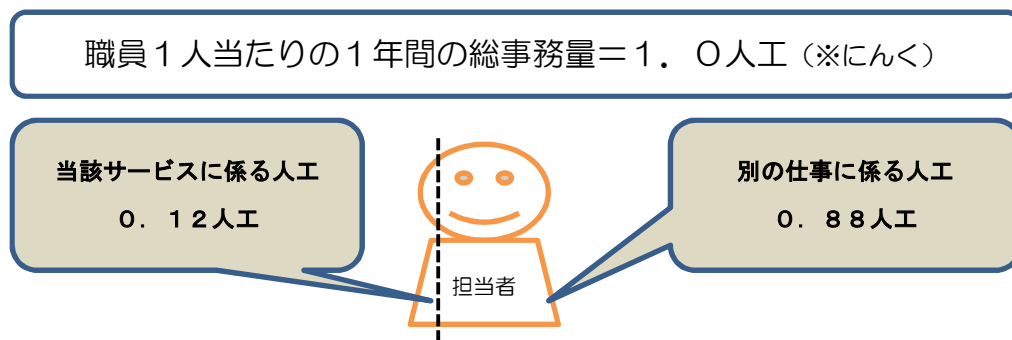
職員人件費の平均額に人工（※にんく：当該サービスの事務を担当する職員の当該事務に費やす事務量のことで、当該職員の年間の総事務量の何％を占めるか）を乗じます。

例えば、直近年度における職員１人あたりの平均人件費が８４２万５千円とし、Ａ施設の管理を担当する職員の年間の総事務量に占めるＡ施設の管理事務に費やすボリュームが１２％のとき、人工は０．１２となり、人件費は１０１万１千円（８４２万５千円×０．１２）になります。

⁶ 児童福祉法 56 条

⁷ 老人福祉法 28 条

⁸ 公営住宅法 16 条



② 事業経費の考え方

事業に係る経費には、「賃金」⁹、「旅費」、「需用費」¹⁰、「役務費」¹¹、「委託料」¹²、「使用料及び賃借料」¹³、「備品購入費」等があります。

③ 減価償却費の考え方

A 施設・構築物、設備、備品等

民間企業では、社屋や工場、機械設備などの経費を商品コストに反映させますが、行政も同様に、財・サービスを提供するためのツールとして整備する公の施設や設備等の経費はコストとして使用料等の価額に反映させることになります。

この場合、施設等は経年劣化することから、通常その資産価値¹⁴は漸次減少し、最終的には価値ゼロ（＝1円 ※かつては価値を残存させていた）になるので、建築等のコストもこれに合わせて、価値ゼロの年まで平準化（＝均等化）させる会計処理がとられます。それは、施設等の利用者に施設等の経費を公平に負担してもらう考えでもあります。

価値ゼロになるまでの時間（＝耐用年数）は、資産の種類・性質ごとに決められており（耐用年数表¹⁵）、当該資産の取得原価¹⁶を耐用年数で除した額が減価償却費です。

例えば、建築費1億円の鉄骨造の体育館の耐用年数が34年とすると、減価償却費は、毎年294万1千円（1億円÷34年）を計上することになります。

⁹ 事業費内の人件費。

¹⁰ 消費的な物品の取得費や修繕費等の費用で、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等がある。

¹¹ 市が受けた人的サービスに対する対価の支払い経費で、通信運搬費、広告料、手数料、火災・自動車損害保険料等がある。

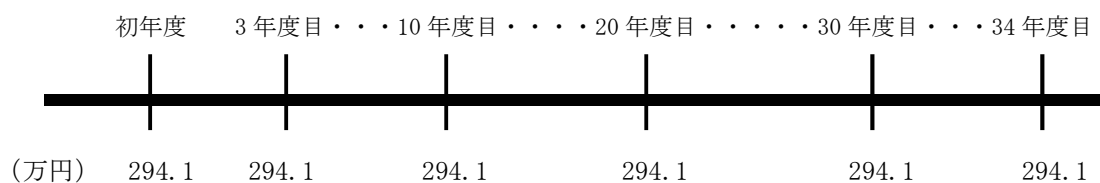
¹² 業務の委託に係る経費で、指定管理料ほか。

¹³ 不動産や動産の借上げや物品の使用に要する費用。

¹⁴ 陳腐化による減価や文化財的な価値は考慮しない。

¹⁵ 財務省「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一、第二

¹⁶ 取得価格のこと。モノを取得するには、モノの本体価額のほか取得に要する経費もあることから、これと区別する。



減価償却資産の耐用年数の一例			
種 類	構造又は用途	細 目	耐用年数
建 物	金属造（肉厚 4 ミリ超）	事務所用	3 8 年
		学校用、体育館用	3 4 年
		旅館用、病院用	2 9 年
器具及 び備品	金属製の事務机・椅子・キャビネット		1 5 年
		冷暖房用機器	6 年

※「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より抜粋

しかし、実際の使用料等の価額を算出するに当たっては、施設等の建築費を経費として算入する場合と算入しない場合が考えられます。

使用料等の経費に公の施設の建築費を含めるかどうかの判断基準は、当該施設が目的とするサービスの提供に直接的な関係があるかが大きく関わってきます。例えば、住民票の交付事務は市庁舎はじめ、南・北の出張所や地区センター等でも行っていますが、これらの施設は住民票交付の目的のためだけに整備されたわけではありませんので、市庁舎等の建築費を住民票交付事務のために要する経費と見ることは適当ではありません。一方、武道場は武道を目的として整備されたものですから、その建設等の費用を使用料の経費と捉えることができます。なお、減価償却費を算入する場合は、市民への影響に配慮し、また、事務の煩雑を避けるなどの理由から、施設、設備（償却資産）ともに取得価額を1千万円以上¹⁷とします。

また、施設には常に修繕等の維持費がかかっていますので、耐用年数経過後もコストから減価償却費を除くことなく計上します。

B 施設の用地

施設の用地としての土地は、使用することで劣化や減価を来たすものではありませんので、用地の取得費は経費に含めないものとします。

また、土地そのものの活用が行政サービスのツールになっている、例えば、野球場や庭球場等の場合でも同様に扱うものとします。

¹⁷ 複数の償却資産の合算ではない。

(2) 原価計算の標準式

ア. 施設使用料等の場合① (※部屋貸しの類¹⁸⁾)

(人に係る経費＋モノに係る経費＋その他の経費) ÷ 当該施設の延床面積 ÷ 年間供用時間 × 貸付面積 × 貸付時間 = **単位使用料等原価** (円/㎡・時間) + 消費税負担分

●使用料等原価の計算例 (地区センターの 50 ㎡の会議室の 2 時間の使用料)

(職員人件費 0.5 人工・400 万円＋委託費 100 万円＋減価償却費 100 万円)
÷ 延床面積 500 ㎡ ÷ 年間稼動時間 3,900 時間 × 50 ㎡ × 2 時間 ≒ **300 円** (使用料原価) + 消費税負担分

イ. 施設使用料等の場合② (※個人利用の類¹⁹⁾)

(人に係る経費＋モノに係る経費＋その他の経費) ÷ 年間利用者数 (*直近 3 ヶ年の平均値) = **単位使用料等原価** (円/人) + 消費税負担分

●使用料等原価の計算例② (温水プールの使用料)

(職員人件費 0.1 人工・80 万円＋事業費 5,000 万円＋減価償却費 1,000 万円)
÷ 年間利用者数 100,000 人 (直近 3 ヶ年の平均) ≒ **600 円** (使用料原価)
+ 消費税負担分

ウ. 行政手数料の場合

(1 分間当たりの職員人件費 × 処理時間) + (その他の費用²⁰ ÷ 処理件数) = **単位手数料原価** (円/件)

●行政手数料原価の計算例 (証明書交付手数料)

(1 分間当たりの職員人件費 48 円 × 処理時間 5 分) + (その他の費用 100 万円) ÷ 年間処理件数 10,000 件 (直近 3 ヶ年の平均) ≒ **340 円** (手数料原価)

¹⁸ 地区センター・公民館、市民会館等の部屋貸し型。

¹⁹ 温水プール、動・植物園、観光施設等の入場料形式の施設。

²⁰ 事務機器・用品等。※建物の減価償却費は含めない。

3 受益者負担の考え方

受益者負担は、財・サービスの提供に要する費用の一部を、その受益者に求めるものです。

法令等によって受益者負担を求めることを禁じ、又は社会通念上等に照らして、受益者負担を求めることは適当ではないとする財・サービスを除く財・サービスの提供に当たっては、原則として受益者負担を求めることとします。

この考え方は、財・サービスの利益を“受ける者”と“受けざる者”との負担の公平化と財政負担の健全化を図るものです。

(1) 受益者負担の捉え方

財・サービスの提供の対価（＝使用料等）を「行政（公費）」と「受益者（自己負担）」が、いかなる割合で負担し合うかが受益者負担の考え方です。

公共下水道整備事業を例にとると、公共下水道事業は、「雨水処理」と「下水処理」に分かれており、雨水の処理は、水害に対応する治水対策上の目的から、全額公費で賄っています（雨水－公費の原則²¹）。

一方、下水（汚水）の処理は、公共下水道施設を整備した区域内の者のみが利用できるものですから、その費用の一部を、公共下水道施設の整備区域内の者から「公共下水道事業受益者負担金」として負担してもらうものです（汚水－私費の原則²²）。

(2) マトリックス図の構造と受益者負担割合の考え方

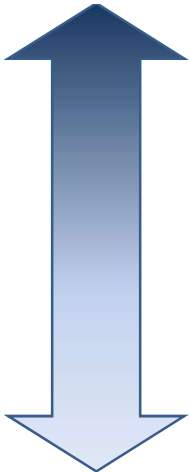
マトリックスの構造と受益者負担割合は、次ページに示す縦・横二つの判断軸の相関性によって決めます。すなわち、施設の性質を「受益者の特定度」と「整備の必須度」の両面から判断して受益者負担割合を決めます。

²¹ 「第一次下水道財政研究委員会（昭和 36 年）」の提言による。

²² 脚注 21 に同じ。

■整備の必須度の判断

縦軸の「整備の必須度」とは、市側の原理で、当該施設の整備の「必然性の程度（高～低）」を判断します。

判断の程度	判断の要件の例
	例えば、 ▶施設の整備が義務又は義務的なもの ▶施設を整備することの公益性が高い ▶施設を整備することの必然性が高い ▶施設が市民自治の醸成や活動の場としての性格が強い などから判断します
	例えば、 ▶施設の整備の義務色が薄い ▶民間に同種の施設がある ▶施設の整備が行政の守備範囲としては低い ▶施設が趣味や運動、レクリエーション等の場としての性格が強い などから判断します

■受益者の特定度の判断

横軸の「受益者の特定度」とは、利用者側の原理で、当該施設の「用途の特化性の程度（高～低）」を判断します。

判断の程度		
判断の要件の例	例えば、 ▶施設の利用に当たって利用者が特定されない などから判断します	例えば、 ▶用途が特化した施設ゆえに利用者が特定される などから判断します

(3) マトリックス図（受益者負担割合と施設の分類）

高 ↑ 整備の 必須度 ↓ 低	第Ⅰ類 受益者負担率は 25%以上 50%未満 整備の必須度が高く受益者の特定度が低い施設 個々の施設の負担率を 25%から 49%の間で設定	第Ⅱ類 受益者負担率は 50%以上 75%未満 整備の必須度も受益者の特定度もどちらかといえば高い施設 個々の施設の負担率を 50%から 74%の間で設定
	第Ⅲ類 受益者負担率は 50%以上 75%未満 整備の必須度も受益者の特定度もどちらかといえば低い施設。 個々の施設の負担率を 50%から 74%の間で設定	第Ⅳ類 受益者負担率は 75%以上 100%以下 整備の必須度が低く受益者の特定度が高い施設 個々の施設の負担率を 75%から 100%の間で設定
	低 ←	高 →
	受 益 者 の 特 定 度	

施設の振分け	第Ⅰ類 地区センター・公民館、交流館、市民活動支援センター、障がい者福祉施設、男女共同参画支援センター	第Ⅱ類 産業雇用支援センター、旧中村家住宅、老人福祉センター、児童館
	第Ⅲ類 市民会館、科学技術体験センター・ミラクル	第Ⅳ類 コミュニティセンター、あだたら高原少年自然の家、能楽堂、花田苑、野鳥の森、アリタキ植物園、総合体育館、地域体育館、サッカー場、ソフトボール場、プール・トレーニングルーム、弓道場、洋弓場、競技場、総合公園多目的運動場、庭球場、野球場、相撲場、越谷駅東口駐車場
※この表にない施設又は新規施設はこの表から類推して分類するものとする。		

4 使用料等の価額算出式

7 ページの「(2) 原価計算の標準式」のアとイの施設については、その原価に施設の性質毎の受益者負担割合等を、また、ウについても受益者負担割合等をそれぞれ加味した使用料等の価額は、次の式によります。

▶施設使用料の場合（アとイ）

使用料原価×受益者負担割合±近隣比較考慮
＝使用料価額（円／㎡・時間）

▶行政手数料の場合（ウ）

手数料原価×受益者負担割合±近隣比較考慮＝手数料価額（円／件）

●使用料等価額の計算例（地区センターの50㎡の会議室の2時間の使用料）

使用料原価 300 円×受益者負担割合（第Ⅰ類）25%＋近隣比較考慮（+125 円）＝200 円＝200 円（使用料価額）

●使用料等原価の計算例（温水プールの使用料）

使用料原価 600 円×受益者負担割合（第Ⅳ類）100%＋近隣比較考慮（+40 円）＝640 円（使用料価額）

●行政手数料原価の計算例（証明書交付手数料）

手数料原価 340 円×受益者負担割合 100%－近隣比較考慮（-240 円）＝100 円（使用料価額）

5 使用料等の減額・免除の考え方

使用料等は、個別の財・サービスの受益者に一定の負担を求めるものですから、基本的には全ての受益者に対して等しく扱うことが原則であり、減額や免除（以下「減免」）の措置はあくまでも例外の措置と言えます。

特に免除は、受益者負担を全く求めない、換言すれば全額公費で負担することになりますから、受益がありながら負担を求めないことが、法令等で規定されているものや、広く社会的に受け入れられるものに限るものとします。

このことから、減免は以下の事由が考えられます。

考えられる減免事由

- 1号 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため利用する場合
- 2号 市の執行機関又は当該施設を管理する指定管理者が本来の業務遂行のため利用する場合
- 3号 市が1号に規定する団体に準ずると認める団体が公用若しくは公共用又は公益事業の目的で利用する場合
- 4号 生活保護を受けている者もしくは準ずる場合
- 5号 自然災害等により多大な経済的損失を受けたと市が認めた場合
- 6号 障害者基本法又は越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例に規定する障がい者、その介護者又は障害者団体が利用する場合
- 7号 前各号の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合

これらを減免の事由に掲げたのは次の理由からです。

- ア、公的な団体が公共・公益の目的で利用するからです。
- イ、障がい者等に対する経済的支援や社会参加の促進等の目的からです。
- ウ、生活困窮者に対する経済的支援からです。
- エ、損害を被った被災者（被害者）等に対する経済的支援等からです。
- オ、その他の事情に対応できるようにするためです。

施設の設置管理に係る規程は、この基本方針の考え方に基づいた上、減免事由の設定に際しては、施設間で著しく不統一・不均衡にならないよう、適切なものとします。また、運用にあたっても、同様に取り扱うこととします。

公の団体による公の目的のための利用に対する考え方及び障がい者に対する考え方は、次のとおりです。

●公の団体による公の目的のための利用に対する考え方

〔越谷市地区センター設置及び管理条例施行規則〕、〔越谷市交流館設置及び管理条例施行規則〕、〔越谷市公民館設置及び管理条例施行規則〕、〔越谷市日本文化伝承の館設置及び管理条例施行規則〕及び〔越谷コミュニティセンター条例施行規則〕では、減免事由の一つに、「公の団体による公のための利用」を掲げています。そのほか、〔越谷市行政財産の使用料に関する条例〕に掲げる減免事由は、「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため」としています。また、公共団体、公共的団体とは行政実例において、次のとおり定義されます。

☞公共団体とは、普通地方公共団体、特別地方公共団体、協議会、公社、公団、事業団、土地改良区、健保組合、共済組合、公立の学校・病院等 必要な公権力の行使が認められている団体とされています。

☞公共的団体とは、農業、漁業、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会館等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものは全て含まれ、法人たると否とを問わないとされています。（※昭和 24 年 1 月 13 日行政実例）

☞また、公益法人もその具体的活動が公共的活動に及ぶ限り公共的団体等に含まれるとされています。（※昭和 34 年 12 月行政実例）

このような例規の規定や行政実例から、公用とは公共団体が自身の業務のために、公共用は公共的団体が公共の福祉のために、公益事業は公共の利益のための事業と整理できます。そして、公用若しくは公共用又は公益の共通項は事業の対象（相手）が“不特定多数”ということです。

このことから、減免の条件を利用団体が「公的」であることと、利用目的に「公共性等」があることとします。

したがって、たとえ公共的な団体であっても公益性の無い（＝私的）事業活動であれば減免の対象から除外します。

●障がい者（障がい者団体を含む）に対する減免の考え方

障がい者は、普段の生活で様々な経済的な負担や物理的障害に直面していることから、社会参加への機会の制約を余儀なくされているなどの現実があります。

「障害者基本法」²³及び「越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例」²⁴の規定からも、減免の措置は継続するものです。

²³ 障害者基本法

第 24 条（経済的負担の軽減）「国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用率等の減免その他必要な施策を講じなければならない。」

第 25 条（文化的諸条件の整備等）「国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。」

²⁴ 越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例

第 1 条（趣旨）「この条例は、障害者基本法第 24 条の規定に基づき、障害者、その介護者及び障害者団体の利用に係る公の施設の使用料を減額することにより、障害者、その介護者及び障害者団体の経済的負担の軽減及び障害者の社会参加の促進を図るものとする。」

越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例施行規則

第 3 条 別表 基本料金の 2 分の 1

6 超高齢社会における高齢者負担のあり方

これまで、一人の高齢者を経済的に支える世代は複数人いましたが、今後は、下表に示すとおり、高齢者人口が増え続けることで、高齢者層とそれを支える世代の層に大きな変化が生じます。すでに、わが国においても本市においても超高齢社会²⁵が到来しています。

そうした時代にあっては、既定・既存の“もの”の考え方や社会全体の様々なシステムに変化・変革を来たしてくるものと考えます。

高齢者福祉のあるべき姿や高齢者に対する使用料等の負担のあり方について、負担の公平性や財政の視点等から、今後も注視していきます。

☆わが国の人口構成の推移（万人）

※総務省資料より作成

	1990年	2025年	2060年
総人口	1億2,361	1億2,066	8,674
20～64歳	7,590(61%)	6,559(54%)	4,105(47%)
65歳以上	1,489(12%)	3,658(30%)	3,464(40%)

7 使用料等の割増や割引、一般料金とこども料金の考え方

(1) 使用料の割増等の考え方

① 市外の方の利用

市外の方の施設利用に対して、正規の使用料を割増しする考え方があります。これは、施設の建築費等に本市の市税や市債等の市費が投じられていること、また、市民に施設の優先利用を確保することなどにあるとされます。この場合、市外の方との価額差は常識的な範囲でなければなりません。具体的には、埼玉県東南部5市1町²⁶間で同一料金を認めている場合を除き、市民と市外の方の使用料の格差の幅は、施設の数や性質、使用料の性質等によっても異なることから、原則として2倍の範囲内で妥当な率とします。

② 入場料等を徴収するものの利用

施設利用者（申請者）が二次的利用者（客等）から入場料、聴視料、受講料等の名目で幾ばくかの金銭を徴収する場合に、正規の使用料に割増しをする考え方があります。これは、施設利用者が営利目的で公の施設を利用することについて、公の施設の目的外利用として、通常の目的利用と格差をつける意味から妥当とします。ただし、例えば「〇〇講座」の材料費の実費と

²⁵ 65歳以上の人口の割合が21%を超えたとき。

²⁶ 越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町

して金銭を徴収する場合はこの限りではありません。

③ フィルムコミッションを目的とするものの利用

公の施設を企業のＣＭやドラマ等の撮影に利用する場合は、基本的には行政財産の目的外利用として、条例に基づいた扱いをします。

(2) 使用料の割引の考え方

正規の使用料に対する割引き制度は採用しない代わりに、それに相当するものとして、次の(3)が考えられます。

(3) 一般料金とこども料金の区分設定の考え方

使用料等の価額を、一般料金とこども料金の別、こども料金を更に就学前後、児童・生徒別に格差を設ける考えがあります。これは、使用料等はサービスの受益の対価として徴収するものであることから、その受益感が感じ取れることができなければなりません。したがって、仮に幼児、小学生、中学生、高校生の別に価額帯を設ける場合、それぞれに合理的説明がつく限りにおいて認められるものとします。

8 指定管理者導入施設の利用料金制の扱い

指定管理者が公の施設を管理²⁷している場合で、利用料金制²⁸を導入するに当たっては、本方針に沿って価額等を検討することになります。

9 使用料等の還付（※過誤納金の還付のことではありません。）

施設の使用前に納付した使用料等は、原則として還付しません。理由は、施設使用の安易な予約行為（又はキャンセル）を防止するなどのためです。

ただし、施設利用当日までの間に以下の事由が生じた場合には、予納した使用料等の全部又は一部を還付することができるものとします。

(1) 施設ごとに定めた還付条件に従って還付手続を行う場合

(2) 施設利用中の発災（火災や地震等）により、施設の利用が満足に果たせないものと市が判断した場合

²⁷ 公の施設の管理を民間等の団体に行わせることができる制度（地方自治法第244条の2第3項）。

²⁸ 当該施設の使用料を指定管理者の収入とすることができる制度（地方自治法第244条の2第8項）。

(3) その他、還付することが適当であると市又は指定管理者が判断した場合
なお、(2) 及び (3) の事由の場合、還付の判断、還付金の額及び還付の方法等は、施設を所管する部署等が利用者の利益に立って、適宜・的確に対応することとします。

10 施設の稼働率向上と適正利用

公の施設は、市民の利用に供する目的で整備されたものですから、市民に広く開かれた効率のよい施設運営が求められます。したがって、市民の利用に際して行き過ぎた制限や制約には注意を要します。管理規則や運用等を点検して、施設の使用に当たって特段の支障を来たさない限り、利用に当たっての制限や制約を設けることなく、市民にとって使い勝手の良い施設運営に心がける必要があります。

11 使用料の激変緩和の措置

使用料等の価額を見直した結果、引上げ幅が1.5倍を超える場合、公共料金としての安定性や市民生活に与える影響等を考慮して、引き上げの幅は、1.5倍とします。

12 消費税の適正転嫁

消費税（地方消費税を含む。）²⁹は、資産の譲渡等³⁰の対価³¹に転嫁することで最終的に消費者が負担する間接税です。その税収は、国と地方の財政を大きく支えています。

市民に提供する財・サービスには、民間事業者と同様に仕入れ（経費）が伴い、その仕入価額には消費税が入り込んでいるものです。

例えば、公共施設の場合には建築費のほか修繕費、備品費、光熱水費などに、各種証明書の発行の場合には、証明用紙代や印字インク代といったものの中に、消費税が含まれています。

施設管理に係る委託料や指定管理料にも当然、消費税分を別途上乘せして支払っています。たとえば、10億円の指定管理料には8千万円（8%）もの消費

²⁹ 平成元年創設。税率3%から始まり、地方消費税率を含めて5%（H9.4～）、8%（H26.4～）に引上げ、更に10%（当初H27.10～を延期しH29.4～としたもののH31.10～に再延期）に引上げを予定している。

³⁰ 資産の「譲渡」、「貸付」又は「役務の提供」をさす。

³¹ 単純に料金、代金のことをいう。

税を別途負担しています。

このように、事務事業経費の中には消費税が内在していることから、使用料や手数料等の算出にあたっては、消費税分を適切に反映させないと、結果として歳出を膨らませることになるばかりか、消費税分を市税等で負担するということになり、当該財・サービスの利益を受けていない市民も（間接的に）負担させられるということですから「受益者負担の原則」の考え方が失われます。

したがって、消費税の課税対象となる経費には、相応の消費税分を適正に転嫁するものとします。

1 3 手数料について

施設に係る使用料は、資産の貸付に対する対価の性格を帯びていますが、各種書類等の申請、発行、届出等に係る行政手数料は、職員の役務の提供に対する対価の性質によることから、使用料の取り扱いと多少異なります。

手数料の場合、原価（コスト）に施設等の減価償却費を含めないことや、減免事由に使用料の減免事由ほど多くを定めないので一般的です。そのほか、手数料の還付や割増・割引、あるいは一般料金、こども料金、高齢者料金などの概念も馴染み難いものがありますが、使用料同様に常に見直しが求められることに変わりありません。

1 4 使用料等の見直しの周期

モノに係る経費が変動する以上、経費等が根拠となる使用料等の価額も不変ではありません。コストの変化を常に捉えて、適時・的確な見直しが求められます。その際、使用料等は公共料金であることから、価額の一定期間の安定性というものが求められます。また、見直しに要する調査・調整等の作業期間、更には行政改革の取組期間（5年間）等を考慮して、価額等の見直し作業の周期を、原則として5年ごとに行うことを適当とします。ただし、法令の規定や基準、計画等で改定の周期が定められている場合等はその限りではありません。

見直しの結果において、価額改定の必要があると判断した場合には、必要に応じて審議会等に対して十分な説明責任を経て、速やかな措置をとることとします。